

生徒心得

1 服装全般について

清潔・質素な服装を心がけ、通学時は必ず制服を着用する。

(1) 男子の制服

- ①指定のブレザー・スラックスを着用する。(夏生地スラックスは希望者のみ購入)
- ②ワイシャツは白地のものを着用する。
- ③ネクタイは指定するものを着用する。
- ④ソックスは華美でないものとする。

(2) 女子の制服

- ①指定のブレザー・ベスト・スカートまたはスラックスを着用する。
(夏生地スカートは希望者のみ購入。スカート丈は膝にかかる長さとする。)
- ②ブラウスは白地のものを着用する。
- ③ネクタイは指定するものを着用する。
- ④ソックスなど(ハイソックス・ストッキング)は華美でないものとする。

(3) その他

- ①ボタンは校章入りのものをつける。
- ②夏季略装と冬期間の服装については、別途定める。
- ③上靴は学校指定のものを使用する。
- ④アクセサリ類や化粧、カラーコンタクトレンズ、黒目を大きくするコンタクトレンズ(サークルレンズやビッグアイなど)は認めない。

2 頭髪について

清潔で高校生らしい頭髪を心がけ、頭髪の染色、パーマなどは禁止する。

3 諸願・諸届について

次の事項については、保護者の承認を得て願いを提出し、許可を受ける。

- (1) アルバイト
- (2) 部活動による校外行事への参加
- (3) 自転車通学
- (4) 運転免許取得

4 欠席、遅刻、早退、忌引の対応について

- (1) 欠席・・・保護者から担任または副担任に始業前に電話連絡をする。
- (2) 遅刻・・・保護者から欠席と同様に電話連絡をする。生徒は、登校後、職員室で入室許可証に必要事項を記入し、担任または学年団の先生の確認印を受けた後、速やかに教室に入り、教科担当の先生に提出する。
- (3) 早退・・・生徒は担任に申し出て許可を受け、早退許可証に必要事項を記入する。帰宅後、早退許可証に保護者の承認印をもらい、後日、担任に提出する。
- (4) 忌引・・・保護者から担任または副担任に始業前に電話連絡をする。あらかじめわかっている場合は事前に連絡をする。

父母	7日以内
祖父母、兄弟姉妹	3日以内
その他同居の親族	1日
法要（2親等まで）	1日
伯叔父母	1日

（遠隔地の場合は旅行日を考慮する）

5 校内生活について

- (1) 学校に不要なものは持ち込まない。
- (2) 授業の開始チャイム前に入室・着席し、授業準備を徹底する。
- (3) 下校時間までは学校敷地外に出ることはできない。

6 校外生活について

- (1) 東川高生としての誇りを持って行動し、生徒として好ましくない行動は避ける。
- (2) パチンコ店、酒類を供する飲食店等、高校生として好ましくない場所への出入りは厳禁する。
- (3) 外出の際は、午後10時までに帰宅する。
- (4) 友人宅に外泊することは禁止する。

7 特別指導について

(1) 次の行為は厳禁する。

- ①飲酒、喫煙、禁止薬物の所持・使用
- ②金銭強要（たかり、許可を受けていない募金行為等）
- ③試験での不正行為（カンニング）及び疑わしき行為
- ④暴力、いじめ行為
- ⑤公共物破損
- ⑥万引き
- ⑦ネット上の誹謗中傷、個人情報 の流布等
- ⑧その他、校則・法律に触れる行為

(2) 上記（1）の行為や無断免許取得などの校則及び法律違反を起こした場合は、その程度に応じて、特別指導の対象とする。

8 通学について

- (1) 交通ルールを遵守し、交通事故に十分気をつける。
- (2) バス乗車マナーを守り、他の乗客に迷惑をかけない。
- (3) 自転車通学を希望する場合は、担任を通じて所定の「自転車通学届」を学校に提出する。また、自転車保険に加入していることが望ましい。

9 アルバイトについて

- (1) アルバイトは保護者とよく相談し、担任を通じて所定の「アルバイト許可願・誓約書」を学校に提出し、その後、「アルバイト届」を提出する。
- (2) 午後10時までには帰宅する。
- (3) 危険な仕事、酒類を供する店等、学校が許可できない店でのアルバイトは認めない。
- (4) 成績不振科目がある生徒のアルバイトは認めない。
- (5) 考査1週間前から考査終了までのアルバイトは認めない。

付則

本生徒心得については、生徒・保護者の意見を踏まえ、実情に合わせて適宜見直すこととする。